

# 令和2年第2回東洋町議会臨時会会議録

令和2年5月29日(金)

東洋町議会

余 白

# 令和2年第2回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和2年5月29日(金) 午前10時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君  
副町長 長崎 正仁 君  
教育長 蛭子 浩久 君  
会計管理者 生松 克祐 君  
総務課長 大坪 靖幸 君  
税務課長 近藤 真人 君  
住民課長 小池 昭平 君  
産業建設課長 伊吹 真貴博 君  
教育次長 北川 晃彦 君  
地域包括支援  
センター事務局長 田岡 いずみ 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 築地 仲音  
事務局書記 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のとんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 福島 登 君

## 令和2年第2回東洋町議会臨時会議事日程

令和2年5月29日（金） 午前10時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第2号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 承認第3号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 承認第4号 専決処分事項「令和元年度東洋町一般会計補正予算（専決第2号）」の承認を求めることについて
- [日程第6] 承認第5号 専決処分事項「令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（専決第1号）」の承認を求めることについて
- [日程第7] 承認第6号 専決処分事項「令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）」の承認を求めることについて
- [日程第8] 承認第7号 専決処分事項「令和2年度東洋町一般会計補正予算（専決第1号）」の承認を求めることについて

- [日程第 9] 承認第 8 号 専決処分事項「令和 2 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第 1 号）」の承認を求めることについて
- [日程第 10] 議案第 26 号 令和 2 年度東洋町一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- [日程第 11] 議案第 27 号 甲浦集落活動センターなぎ建設工事請負契約の締結について
- [日程第 12] 同意第 2 号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第 13] 報告第 1 号 令和元年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第 14] 報告第 2 号 令和元年度東洋町一般会計事故繰越し繰越計算書
- [日程第 15] 報告第 3 号 令和元年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第 16] 報告第 4 号 権利の放棄について



議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。

発言者のマスク着用については、本人に任せることにしており、発言者の前には、透明のフィルムを設置しております。

なお、傍聴席には、間隔を設けております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

これより、令和2年第2回東洋町議会臨時会を開会します。

(開会時間：10時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、専決処分事項条例2件、専決処分事項補正予算5件、補正予算1件、契約1件、人事1件、報告4件の計14件であります。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番、田島毅三夫君、並びに、8番、福島登君を指名し

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>ます。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>令和2年第2回臨時会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>本日、午前8時30分に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとする。</p> <p>また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。</p> <p>なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。</p> <p>また、反問権も制限時間内に含めることとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、質疑、答弁は簡潔に行うこと。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1</p>



日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第11、議案第27号、甲浦集落活動センターなぎ建設工事請負契約の締結についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

皆さまご承知のとおり、3月定例会後の4月16日、全都道府県に緊急事態宣言が発令されまして、新型コロナウイルス感染症対応で、不要不急の外出自粛要請などが続いてきた社会情勢となっておりましたが、5月14日には、高知県を含む39県で緊急事態宣言は解除され、5月21日には、近畿3府県が解除、25日には全都道府県が解除となっております。

しかしながら、県外間の往来の自粛要請は、段階的に解除していくこととなっております。

また、全国的に第二波、第三波の感染が危惧される中、新たな

生活様式が求められる状況となっております。

このような情勢下であります、本日、令和2年第2回臨時会を招集させていただきました。

議員の皆さまには、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

3月定例会後、4月30日に、国の一次補正予算が成立をいたしております。

それに伴いまして、本町でも新型コロナウイルス感染症緊急対応のため、5月7日付けで、特別定額給付金の補正予算などを専決処分とさせていただいたところです。

全国民、一律10万円給付の予算執行も、本町では、順調に消化されておりました、現在、給付済率は92.6パーセントとなっております。

本臨時会への提出案件でございますが、この専決予算を含めまして、報告事項など、併せて14件をご提案させていただきます。

適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、ご提案を申し上げます。

承認第2号でございます。

専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町税条

例等の一部改正を、令和2年4月1日に専決処分をさせていただいております。

主な改正内容は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税に関して、現所有者申告の制度化や、使用者に対する課税などの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町国民健康保険税条例の一部改正を、令和2年4月1日に専決処分をさせていただいております。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、国民健康保険税の減額基準の見直しなどの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第4号でございます。

専決処分事項、令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治

法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、各種交付金、地方交付税、国及び県支出金、町債などの確定並びに地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費補正を計上し、令和2年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ1億5002万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ32億3294万8千円と定めております。

歳入では、地方譲与税、地方交付税などを追加し、国庫支出金、寄附金、町債などを減額をいたしております。

歳出では、各種事業につきまして、事業費の確定によりまして、減額をいたしております。

また、ふるさと納税に係る返礼品、簡易水道事業特別会計繰出金などを追加いたしまして、基金繰入金については減額調整をしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

承認第5号、専決処分事項、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分をいたしましたので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、後期高齢者医療広域連合納付金などの確定に伴いまして、令和2年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4788万3千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料を追加いたしております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第6号、専決処分事項、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、本特別会計の歳入に計上しております、水道使用料の決算額の見込みによりまして、令和2年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出の総額を、それぞれ1億6341万9千円と定めております。

歳入では、料金収入を減額をしまして、繰入金の追加により、決算調整をいたしたものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

承認第7号でございます。

専決処分事項、令和2年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の専決予算では、国及び県の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策並びに高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の対策を受けまして、本町におきましても、国の補正予算成立後、令和2年5月7日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ2億4455万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ38億6421万7千円と定めております。

歳入では、地方交付税、国庫支出金を追加いたしております。

歳出では、高知県休業等要請協力金負担金、特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金などを追加をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

承認第8号でございます。

専決処分事項、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、

専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

本特別会計につきましては、令和2年度の当初予算成立後に、前年度繰上充用金に不足が生じたので、令和2年5月7日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億3505万6千円と定めております。

歳入では、諸収入を追加しております。

歳出では、前年度繰上充用金を追加いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第26号でございます。

令和2年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めらる。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ5565万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億1986万7千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、町債を計上いたしております。

歳出では、甲浦集落活動センターなご建設に係る関連事業費、また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設されました、臨時交付金を活用し、町内店舗等経営維持支援事業補

助金、海の駅出店者休業協力金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第27号でございます。

甲浦集落活動センターなぎ建設工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出でございます。

提案理由でございます。

令和2年5月22日に指名競争入札を行いました、甲浦集落活動センターなぎ建設工事につきましては、契約の予定価格が5千万円を超えるため、同上の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

近藤税務課長。

税務課長

(近藤 真人税務課長)

承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され、原則として、令和2年4月1日から施



行されることに伴いまして、税条例等の一部改正を令和２年４月１日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、町民税に係る、未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除及び非課税措置の見直し、固定資産税に係る、所有者不明土地等の現所有者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大などとなっております。

改正条文は、議案関係資料の１ページとなっております。

新旧対照表は、１ページから１０８ページとなっております。

主な改正内容について、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、１ページでございます。

第２４条第１項第１号では、前年の合計所得が、１３５万円以下の未婚のひとり親を町民税非課税措置の対象とするため、また、第３４条の２では、未婚のひとり親を所得控除の対象とするため、男性の寡夫をひとり親に改める改正をしております。

この見直しについては、令和３年度以降の個人住民税から適用されることとなっております。

次に、７ページでございます。

第５４条第５項では、固定資産の所有者が調査しても、不明の場合に、事前に使用者に対して通知した上で、所有者とみなして固定資産税を課することができる規定を定めております。

次に、１１ページでございます。

第７４条の３では、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における、相続人等の現所有者に係る氏名、住所等の申告についての規定を定めております。

また、第７５条では、固定資産税に係る不申告の過料について、先ほどの現所有者の申告を追加しております。

次に、12ページでございます。

第94条第2項では、たばこ税の課税標準についての改正をしております。

たばこの課税標準は、紙巻たばこの本数で計算されることとなっており、紙巻たばこ以外のたばこについては、重量を紙巻たばこ1本に換算して計算されています。

今回、1本0.7グラム未満の葉巻たばこ1本をもって、紙巻たばこ0.7本に換算することとされました。

次に、21ページでございます。

附則第8条第1項では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長する改正をしております。

次に、32ページでございます。

附則第17条では、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法で、低、未利用土地等の譲渡に係る控除が創設されたことに伴い、追加をしております。

次に、33ページでございます。

附則第17条の2第1項及び次のページの第2項では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正をしております。

次に、37ページの第19条から、64ページの第52条までは、法人町民税に関する規定の改正をしております。

国税の法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとなっておりますが、法人町民税については引き続

き、企業グループ内の法人の、損益通算の影響が及ばないよう、  
所要の措置を講ずるための改正となっております。

以上が税条例等の主な改正内容となっております。

続きまして、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説  
明いたします。

今回の改正は、税条例の改正と同様、地方税法等の一部を改正  
する法律等が施行されることに伴いまして、国民健康保険税条例  
の一部改正を、令和2年4月1日に専決処分させていただいてお  
ります。

改正条文は、議案関係資料の19ページとなっております。

新旧対照表は、109ページから113ページとなっております。

改正内容について、新旧対照表により、ご説明いたします。

今回の改正は、国保税の課税限度額の引き上げと、国保税の軽  
減措置の判定基準となる金額の見直しが、主な改正となっております。

まず、109ページでございます。

第2条第2項では、基礎課税額を61万円から63万円に2万  
円引き上げ、また、同条第4項では、介護納付金課税額を、16  
万円から17万円に、1万円引上げの改正をしております。

今回の改正で、国保税の最高限度額は、3万円引き上げられ、  
96万円から99万円となります。

この99万円が国保税年税額の最高額となります。

次に、110ページでございます。

第 2 3 条では、国保税の軽減措置の判定基準となる金額の見直しをしております。

この軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割及び平等割が一定の割合軽減される制度でございます。

軽減の割合は、2割、5割、7割軽減となっておりますが、今回の軽減判定基準額の見直しは、5割軽減の基準額の算定に用いる額を28万円から28万5千円に見直し、また、2割軽減では、基準額の算定に用いる額を、51万円から52万円とする改正をしております。

この改正により、国保税の2割、5割軽減される対象世帯が拡大され、低所得層の保険税負担の軽減が図られることとなります。

次に、113ページでございます。

附則第4項では、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、租税特別措置法で、低、未利用土地等の譲渡に係る控除が創設されたことに伴い、追加をしております。

以上が、国民健康保険税条例の改正内容となっております。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは私から、承認第4号、令和元年度一般会計補正予算専決第2号について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億5002万円を減額

<p>議長</p>	<p>し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億3294万8千円とするものであります。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは私の方から、承認第5号、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ300万を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ4788万3千円としております。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、承認第6号、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会補正予算専決第1号について、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正予算は、事業収入の減額により、一般会計からの繰入金を追加するものです。</p> <p>歳入歳出の予算の増減はありません。</p>

<p>議長</p>	<p>予算書の6ページをお願いいたします。  (予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)  大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>承認第7号、令和2年度東洋町一般会計補正予算専決第1号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ2億4455万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億6421万7千円とするものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。  (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)  小池住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは、承認第8号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ2億3505万6千円としております。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>議案第26号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第1号についてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ5565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億1986万7千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第27号、甲浦集落活動センターなぎ建設工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の、20、21ページをお開き願います。</p> <p>なお、契約書の工期につきましては、議決後、記載することになっておりますので、ご了承ください。</p> <p>工事請負契約の締結についてでございます。</p> <p>契約の目的は、令和2年度甲浦集落活動センターなぎ建設工事でございます。</p> <p>契約の方法は、指名競争入札によりまして、5月22日に入札を行っております。</p> <p>契約金額は、5億380万円です。その内消費税が4580</p>

万円でございます。

落札率は、97.36パーセントとなっております。

契約の相手方でございます。

高知市葛島4丁目5番14号、中勝建設株式会社、代表取締役、中野留美子氏でございます。

中勝建設株式会社は、令和2年度の高知県の建設工事指名名簿ではAランクの指定となっております。

本町での工事实績はございませんが、近隣市町村では、室戸警察署職員宿舎新築工事、室戸広域公園建築工事の実績がございます。

なお、工期につきましては、契約の日から令和3年3月31日までを予定しております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。

日程第3、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議に提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないこ

議長



とになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手を願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には十分気を付けてください。

これより質疑を行います。

(議席より、議長と発言あり)

質疑はありませんか。

(議席より、議長、議長ちょっと、提案がありますと発言あり)

为什么呢か。

(田島 毅三夫議員)

あの、今こう、全議案について説明を受けました。

しかしながら、これだけの資料をね、今、朝、私、ここへ来てからずっと見ましたが、その全部見んうちに説明を受けて、そのまま質疑に入られては、なかなか、ほの、深い質疑はできません。

どうでしょう、15分ぐらいでも、休憩を取っていただけないでしょうかね。

7 番議員

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>普通の休憩は取ります。</p> <p>それは休憩動議のなんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>審査のために。勉強のために。</p>
7 番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、勉強のため、それは休憩動議を出しているんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうです。内容は今、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それやったら、皆さんに諮らんといけませんので、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>諮ってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいま、7 番、田島毅三夫君から、15 分間の休憩動議が提出されました。</p> <p>この動議については、会議規則第 16 条の規定により、1 人以上の賛成が必要です。</p> <p>賛成者の挙手を求めます。</p> <p>挙手 0 名であります。</p>

(議席より、いやいやいや、賛成者は自分が、提案です。提案者です、私が、はいと発言あり)

いや、あなたは提案者やきにそれで。

(議席より、了解と発言あり)

賛成者は0名であります。

ただいまの、7番、田島毅三夫君からの15分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成がありませんので、動議は成立しませんでした。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、ほかの議員に賛同させることでもあります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、休憩をいたします。

再開は、11時10分であります。

(休憩時間：11時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時10分)

(議席より、高畠さん、マスクマスクと発言あり)

日程第4、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、承認されました。

日程第5、承認第4号、専決処分事項、令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

質疑なしと認めます。

(議席より、はいと発言あり)

もう終わりました。

(議席より、いや、ぎりぎりでした。お願いしますと発言あり)

いや、ぎりぎりいうて、あの、質疑なしと認めます言いましたんで、

(議席より、まだそこまで言うてないと発言あり)

もう今さら戻りません。

(議席より、ええ、と発言あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項、令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第5号、専決処分事項、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認されました。

日程第7、承認第6号、専決処分事項、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

<p>7 番議員</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、承認第 6 号、専決処分事項、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第 1 号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第 8、承認第 7 号、専決処分事項、令和 2 年度東洋町一般会計補正予算専決第 1 号の承認を求めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、はい議長と発言あり)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>きれいにまとまっていません。</p> <p>コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金というのがでてますね、253万円。</p> <p>それからまあそのほか、いろいろの交付金、給付金が出ておりますが、この、それから、まあ、その負担金というのが出てますね、その後ろの13ページ、これは13節、260万。</p> <p>これらはどんなんですか。</p>
--------------	--



	<p>こういう、国が、あるいは県、あるいは町からこういう補助金、交付金が次々今出されておりますけれども、この対象となる方と      いますか、対象となる、その、事業、そういうものの特定はど      のようにされているか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)      大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)      田島議員のご質問にお答えいたします。      県の休業協力金の負担金につきましては、経済センサスを28      年度に実施しておりまして、その中で、事業所の選定としまして、      飲食店、旅館とかホテル、こういった事業を対象にしております。      以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)      7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)      今、平成28年度の、その、検査といいますか、調査といいま      すか、それを基準にして対応していると、こういう説明がありま      した。      28年といいますと、29、30、31、32、まあ3年以上      前になりますが、その間の異動といいますか、それ以後、その間、      それから後に、営業を始めたというような、そういう方はござい      ませんかでしょうか。</p>

議長	<p>また、そういう方についての、そういう、その、あの、支給するとした時に、そういう方たちに、どのように説明しているのか、その、説明といいますか、申請のね、条件なんかはどのようにして周知しているか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>対象者につきましては、町の職員の方ですね、対象となる事業主さんに対しまして、お声がけの方をさせていただいております。</p> <p>今、参考になりますが、5月27日時点の東洋町の事業主さんからですね、高知県の方に手続き、申請書の書類の提出ですね、それを終えた事業主さんが現在8事業者、</p> <p>(議席より、8、8、と発言あり)</p> <p>現在8事業者となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(自席より、議長と発言あり)</p>

副町長	<p>長崎副町長。</p> <p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>先ほど、田島議員の方から、平成28年の経済センサス以降の事業者についてという問いがあったと思うんですけども、それ以降のですね、業者の方も確認をしまして、職員も回っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>追加で答弁させていただきました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>最後の確認です。</p> <p>これで、漏れはございませんでしょうか。</p> <p>最後の確認です。お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>一応、漏れなくということで、職員の方も確認作業を終えて事業主さんのところに回って行かせていただいておりますけれど</p>

議長

も、もし、事業主さんに漏れがあった場合はですね、町なり、または県の方までお問い合わせとかしていただけたらと思います。

以上でございます。

(議席より、もう3問ですねと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、承認第7号、専決処分事項、令和2年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第8号、専決処分事項、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、議長と発言あり)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

一点お聞きしたいと思います。

この、歳入の中の雑入が700万計上されておりますね。

このことについてお聞きしたいと思います。

これは、競売配当金となっておりますけれども、競売件数は何件あったのでしょうか。

ほんでこれは配当金という形になっておりますが、これは、どういいますか、その競売額、あるいはその額から、機構の方、あるいは町からという、ほういう配分があって、割合があつての配分でしょうか。

その件を一点お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

小池住民課長。

(議席より、できたらその金額もお聞きしたいと発言あり)

自席からはあまり喋らないでくださいね。

<p>住民課長</p>	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>私の方から、田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>今回の雑入、競売配当金700万計上させてもらっているのは、あくまで2年度に予定している分の何件かから、こちらの方へ充当させていただくということで、現在何件というのは確定しておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>令和2年度ということは、本年度でございます。</p> <p>本年度の、今言う、事業の中で、この今言う、何言いますか、不足分といえますか、それができたために、できるために、これをほの、配当金、700万というのを、収入、入れているということでしょうか。</p> <p>ということであれば、まだこれは、もちろん予算ですからね、それはそれでいいんですが、何件を予定して、どれくらいを予定しているのか。</p> <p>この700万、配当がということになっておりますんで、その総額等をお聞きしたいと思います、予定の。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>

副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>質疑にお答えいたします。</p> <p>まだ、見込みでは</p> <p>(議席より、そうですと発言あり)</p> <p>ございますけれども、5件、</p> <p>(議席より、5件と発言あり)</p> <p>を見込んでおりますが、競売ですので、必ず売れるということにはならないということもあります。</p> <p>ということから、金額は、未定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さんよろしいですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、承認第 8 号、専決処分事項、令和 2 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算専決第 1 号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第 10、議案第 26 号、令和 2 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まず、お聞きしたいと思います。</p> <p>歳入です。</p>
--------------	--



	<p>14款、総務費国庫補助金のところでお聞きしたいと思います が、この、コロナウイルスの感染症対策対応地方創生臨時交付金 というのは、これは特別に国から3870万円ですか、下りた ということですよ、交付税として。補助金として。</p> <p>これは、この、10万円以外の、全員に配布された分と別口な んですよ。</p> <p>そうであれば、この分については、どのような対象に、どのよ うな方に、どれくらい送られるかということの説明をお聞きした いと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>予算書のですね、令和2年度一般会計補正予算第1号の ね、歳出の方になりますが、ページ数で14ページの下の方から、 18節の負担金補助及び交付金。</p> <p>この事業に対して、臨時交付金を充当させていただいておりま す。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>そうであれば、お聞きしたいと思います。</p> <p>この、今言う、補助金の中に2つありますよね、2件。</p> <p>町内店舗等経営維持支援事業補助金として、2120万ですか。</p> <p>それからもう1つ、東洋町がんばる農業支援事業費補助金として600万円。</p> <p>この2つについては、この内容説明をお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、その該当者、どれくらいの該当者がおられて、どのような査定といいますか、審査をされて決定していくのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>先ほど総務課長が説明した、予算書の15ページにもその交付金の使い道というか、使途が載っておりますので、</p> <p>(議席より、ああ、下にあるね、ごめんなさいと発言あり)</p> <p>ご参照ください。</p> <p>それと、東洋町経営維持臨時交付金につきましては、対象者は町内の商店、事業所を営んでいる法人または個人事業主となっております。</p>

交付要件につきましては、令和2年3月から5月の期間において、新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けた事業主としております。

概要ですけれども、営業を5日間以上休業または縮小した法人、個人事業主。

それと、前年同時期の売上から月額10パーセント以上減少した法人または個人事業主、その他町長が新型コロナウイルス感染症への対応で影響を受けたと認める法人または個人事業主。

交付金の額につきましては、まだこれは精査中でございますが、従業員が6人以上の場合は50万円の上限、従業員が4人以上から5人以下につきましては30万円、従業員が3人以下の場合は20万円が上限としております。

東洋町がんばる農業及びがんばる漁業、それと商工持続発展支援事業につきましては、従来の補助事業にこの予算を拡充して、使うような形にしております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今初めて聞きもつての質問でございます。

的外れたらごめんなさい。

今、説明を受けました。

一応、農業、漁業、商業ありますね。

それから、海の駅の出店者の休業協力金、東洋町地域活性化プ

ラン支援事業費補助金、商工持続発展支援事業費補助金、東洋町  
がんばる漁業支援、こういうことがずっと出ておりますけれど  
も、どうですか、何度も同じことを聞いてすみませんが、こうい  
う方は全員でしょうか。

それとも、今言われる、人数によって額は違うと聞きましたが、  
この収入といいますか、それは個人で、例えば漁業やったら一人  
船乗って行っている人とかね。

あるいは商業の方なんかやったら、一人で営業している方もお  
りますが、こういう方も入るのでしょうか。

もし入るとしたら、そういう方が、その前年度との収入との対  
比をしなければならぬとなれば、その証拠といいますか、証明  
といいますか、そういうものはどのようにするのか。

あるいはまたその、申請書というのが、聞くとなかなか難しい  
と聞いておりますけれども、これは、どんなんですか。

町の方が、職員さんが応援してやってくださるのでしょうか  
ね。

そこをお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

漁業者とか農業者、建設業、それと農協、漁協、銀行、郵政な  
どの事業者は対象としないとしております。

漁業、農業については、専業については対象としないというこ

とです。

それと、書類としましては、令和元年12月において事業実績があり、所得税の確定申告書または住民税の申告書を提出していただくようにしております。

それと、すみません、先ほどちょっと、海の駅の出店者の休業協力金について、説明が抜かっておりましたので、ご説明をいたします。

海の駅につきましては、4月20日から5月6日まで休業した関係で、出品者に対して休業協力金として、交付を考えております。

内容は、休業期間における、各出品者の昨年同月期間の売上額を基に、3割程度を休業協力金として交付をいたします。

交付の要件としては、1年以上海の駅に出品されている方としております。

また、出品者は町内外合わせて112件を、現在見込んでおります。

ただし、休業協力金が千円未満の出品者につきましては、対象外とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

(議席より、何回質問したかなと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

3回やりました。

先ほども言いましたが、発言をしない方は、マスクを、

議長

<p>7番議員</p> <p>議長</p>	<p>(議席より、はいはいはいと発言あり)</p> <p>ちゃんとしてください。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第26号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>田島議員、後で挙げたん。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>迷ってました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>挙げましたか。</p>
-----------------------	---

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう、打ち切った後でした。</p> <p>(議席より、全員やろと発言あり)</p> <p>挙げないことにしちよいてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>もう一回やります。</p> <p>どっち、田島さん、はっきりしてください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいやいや、2回やると思わんきによ、びっくりしたほら。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いいですね、ほなら。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 1、議案第 2 7号、甲浦集落活動センターなぎ建設工</p>

事請負契約の締結についての件を議題とします。

これより質疑を行います。

本議案の質疑については、契約に関することのみであります。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、ほかの議員に賛同させることでもあります。

本議案に対する討論は、契約に関することのみであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第27号、甲浦集落活動センターなご建設工事請負契約の締結についての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。



	<p>直ちに、退出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第2号でございます。</p> <p>東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和2年5月29日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字河内304番地。</p> <p>氏名は福原房男氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和25年8月26日。</p> <p>任期は令和2年6月18日から令和5年6月17日までとなっております。</p> <p>提案理由でございますが、令和2年6月17日をもって、固定資産評価審査委員の福原委員が任期満了となりますので、引き続き福原委員を選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>経歴書は別紙のとおりとなっておりますので、ご参照を願います。</p>
<p>町長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p>

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は、7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、福島登君、並びに2番、高島俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

8 番、福島登君、並びに 2 番、高畠俊彦君、立会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 7 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、賛成 7 票、反対 0 票。

以上のおりであります。

よって、同意第 2 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第 1 3、報告第 1 号、令和元年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 1 4、報告第 2 号、令和元年度東洋町一般会計事故繰越し繰越計算書について、日程第 1 5、報告第 3 号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 1 6、報告第 4 号、権利の放棄についての報告を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告事項でございます。

報告第1号、令和元年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、3億7778万9424円となっております。

なお、内容につきましては、別紙の東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

次に、報告第2号でございます。

令和元年度東洋町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、1089万1千円となっております。

なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計事故繰越し繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

報告第3号でございます。

令和元年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、4460万円となっております。

なお、内容につきましては、別紙の東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、報告第4号でございます。

権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄しましたので、同条例第2項の規定によりご報告をいたします。

1点目でございます。

債権の名称は住宅使用料、債務者の件数は27件、権利放棄する金額は総額で2603万9347円となっております。

債権の内容は、別添資料のとおりとなっております。

権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第5号に該当、権利放棄の時期は令和2年3月31日となっております。

2点目でございます。

債権の名称は一般住宅等貸付料、債務者の件数は1件でございます。

権利放棄する金額は、総額で57万1千円、債権の内容は別添資料に記載しております。

権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第5号に該当、権利放棄の時期は令和2年3月31日となっております。

3点目でございます。

債権の名称は、ふるさと創生育英資金貸付金でございます。

債務者の件数は1件でございます。

権利放棄する金額は、総額 56 万円となっております。

債権内容は、別添資料のとおりとなっております。

権利放棄の理由でございますが、債権管理条例第 15 条第 1 項第 3 号に該当、権利放棄の時期は、令和 2 年 3 月 31 日となっております。

4 点目でございます。

債権の名称は、住宅新築資金等貸付金でございます。

債務者の件数は 11 件、権利放棄する金額は総額 4906 万 3039 円となっております。

債権の内容は別添資料のとおりでございます。

権利放棄の理由は、債権管理条例第 15 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当、権利放棄の時期は令和 2 年 3 月 31 日となっております。

5 点目でございます。

債権の名称は、第三者納付金、国民健康保険でございますが、債務者の件数は 1 件でございます。

権利放棄する金額は、総額 27 万 3061 円となっております。

債権の内容は、別添資料のとおりでございます。

権利放棄の理由は、債権管理条例第 15 条第 1 項第 3 号に該当いたします。

権利放棄の時期は、令和 2 年 3 月 31 日となっております。

6 点目でございます。

債権の名称は水道使用料、債務者の件数は 21 件、権利放棄する金額は、総額 198 万 8060 円となっております。

債権の内容につきましては、別添資料のとおりでございます。

<p>議長</p>	<p>権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第3号及び第4号に該当、権利放棄の時期は、令和2年3月31日となっております。</p> <p>なお、内容につきましては、別添資料のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長の報告が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これで、令和2年、</p> <p>(議席より、議長、緊急質問の申告をしたいが、どうでしょう。緊急質問と発言あり)</p> <p>緊急質問。</p> <p>何の緊急質問ですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>コロナについてのことで、コロナの対応ということで、コロナ被害とその対応策についてということで、何点か質問したいが、どうでしょう。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それは議案の時にやったらいいじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいやいや、ほんでほら、議案では議案の範囲でしかできんからね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それはそれやったら、ちゃんと出してもらわんと。ただそこで、口で言われても。皆さんに一応諮ります。皆さん、どう思われますか。やらしたら良いという人はおりますか。田島さん本人やき、挙げないでください。ほな、そういうのは駄目ということで、皆さん、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>挙手を願います。</p> <p>(議席より、臨時会で質問出してかまんのんかと発言あり)</p> <p>分かりました。</p>



<p>7 番議員</p>	<p>全員が駄目ということですから、田島さん、また下でお聞きください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これで、令和2年第2回東洋町議会臨時会を閉会します。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p> <p>これで、議会放送を終了いたします。</p> <p>(閉会時間：11時53分)</p>